

## 流山市消防団サポート店制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内若しくは流山市近隣の事業所又はその他の団体（以下「事業所等」という。）の協力を得て、消防団員等に対して優遇措置を実施することにより、消防団員の確保を図り、市の消防防災力の充実強化を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防団員 流山市消防団条例（昭和53年流山市条例第11号）第2条の規定により設置された流山市消防団（以下「消防団」という。）に所属する消防団員をいう。
- (2) 消防団員等 消防団員及び同居するその家族をいう。
- (3) サポート店 消防団を支援するため、消防団員等に対して優遇措置を実施する事業所等で、市長が認定したものをいう。
- (4) 優遇措置 サポート店で任意に定めた商品等の割引きその他のサービスをいう。

### (申請)

第3条 サポート店として認定を受けようとする事業所等は、流山市消防団サポート店認定申請書（別記第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

### (決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる各号に適合するかを審査し、認定の可否を決定し、流山市消防団サポート店（認定・不認定）通知書（別記第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

- (1) 明確な優遇措置が設けられていること。
- (2) 優遇措置が、全ての消防団員又は同居するその家族を対象としていること。

### (表示証の交付)

第5条 市長は、前条の規定によりサポート店に認定したときは、当該サポート店に流山市消防団サポート店表示証（別記第3号様式。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

2 サポート店は、交付を受けた表示証を当該事業所等の見やすい場所に掲示するものとする。

(変更等の届出)

第6条 サポート店は、当該認定を受けた内容を変更し、又は廃止しようとするときは、流山市消防団サポート店（内容変更・廃止）届出書（別記第4号様式）により、市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第7条 市長は、サポート店が第4条各号に掲げる基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により認定を受けたときその他サポート店として適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

2 サポート店は、前項に規定する認定の取消しを受けたとき又は前条の規定による廃止の届出をしたときは、速やかに表示証を廃棄しなければならない。

(サポートカードの交付)

第8条 市長は、消防団員に流山市消防団サポートカード（別記第5号様式。以下「サポートカード」という。）を交付するものとする。

2 消防団員は、サポートカードを紛失又は破損し、再交付を受けようとする場合は、流山市消防団サポートカード再交付申請書（別記第6号様式）により、市長に申請するものとする。

(留意事項)

第9条 消防団員等は、サポート店において優遇措置を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) サポート店の指示に従い、サポートカードを提示すること。

(2) サポート店から求めがあれば、身分が確認できるものを提示すること。

(3) 同居するその家族以外の者にサポートカードを貸与又は譲渡してはならない。

(4) 認定事項以外の優遇措置を強要してはならない。

2 市長は、消防団員等が前項の留意事項に違反する場合は、サポートカードの返納を命じるものとする。

(サポートカードの返納)

第10条 消防団員は、消防団を退団したとき又は前条第2項の規定により、市長から返納を命じられた場合は、速やかにサポートカードを返納しなければならない。

(記録整理)

第11条 市長は、流山市消防団サポート店表示証交付台帳(別記第7号様式)を備え、表示証の発行について適切な管理をしなければならない。

(公表)

第12条 市長は、サポート店の名称、所在地、優遇措置の内容その他の事項についてホームページ等により公表するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、流山市消防団サポート店制度実施要綱(平成28年流山市消防本部告示第1号)第4条の認定を消防長から受けている者があるときは、当該認定を第4条の規定により認定を受けたものとみなす。この場合において、当該者が流山市消防団サポート店制度実施要綱第5条の表示証の交付を受けているときは、第5条の規定による交付を受けたものとみなし、第11条の流山市消防団サポート店表示証交付台帳にその旨を記録するものとする。

3 この告示の施行の際、流山市消防団サポート店制度実施要綱第8条の規定により交付を受けているサポートカードは、第8条の規定により交付を受けたサポートカードとみなす。